

岩手県告示第640号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所（以下「事務所」という。）の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成30年8月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

指定構造計算適合性判定機関 の名称	変更事項	内 容		変更しようとする 年月日
		変更前	変更後	
ビューローベリタスジャパン 株式会社	事務所の所在地	東京都千代田区神田駿河 台二丁目8番	東京都千代田区神田駿河 台四丁目3番地	平成30年9月3日